

# 初めて、特別調整交付金の適用となります

## 平成18年度短期経理

平成18年度の短期経理は、老人保健拠出金・退職者給付拠出金が前年度より2億5000万円増加することや、前年度からの繰越欠損金が2億円見込まれることなどから、財源率が大幅に引き上げられることとなり、全国連合会から調整交付金及び特別調整交付金の交付を受けることとなります。

本共済組合は、平成13年度から平成16年度まで4年連続で調整交付金を受けましたが、特別調整交付金を受けるのは初めてのこととなります。平成18年度の調整交付金は1億6000万円、特別調整交付金は7000万円の見込みです。

このように厳しい財政状況にあることから、平成18年度は財政安定化計画を策定し、がん予防の健康講座を引き続き開催するとともに生活習慣病対策にも取り組みます。少しでも財政の安定化につながるよう組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

〈財政調整交付金の交付組合〉  
平成18年度に調整交付金を受ける市町村  
職員共済組合は次のとおりです。

### 平成18年度 財政調整適用組合

(組合)	(財源率)	
沖 縄 県	78.96 % (1.5%)	[4.90%]
鹿 児 島 県	78.26 % (1.5%)	[4.61%]
福 岡 県	77.54 % (1.5%)	[4.23%]
熊 本 県	76.34 % (1.5%)	[3.55%]
長 崎 県	74.40 % (1.5%)	[2.70%]
北 海 道	74.14 % (1.5%)	[2.48%]
奈 良 県	73.68 % (1.5%)	[2.27%]
佐 賀 県	73.64 % (1.5%)	[2.28%]
秋 田 県	72.26 % (1.5%)	[1.665%]
愛 媛 県	72.14 % (1.5%)	[0.635%]
岩 手 県	71.44 % (1.5%)	[1.06%]
青 森 県	69.73 % (1.5%)	[0.365%]

以上 12組合

(注) ( )は財調、[ ]は特別財調に係る調整交付金率

### 〔財政調整事業〕

短期給付に要する費用は、組合員と市町村が掛金・負担金として折半負担することとされています。しかし、法定給付に要する掛金率が一定以上になる場合は、全国連合会の財政調整事業による調整交付金を受けることができます。これにより、掛金の不均衡を調整し、組合員の負担が過重とならないようにするものです。

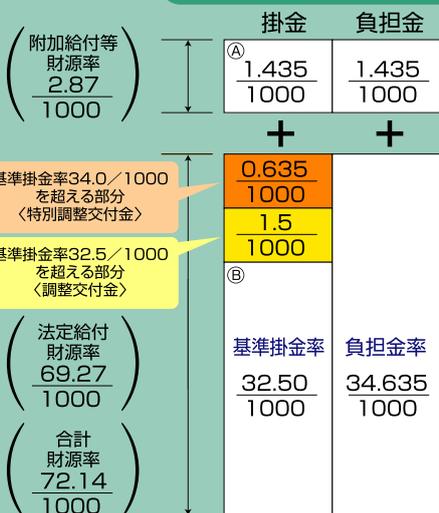
財政調整事業は、全国連合会が短期給付に係る財政調整（短期経理の財政窮迫組合に対する財政支援を行うもの）で、財政調整交付金の交付条件は、「法定給付に要する掛金率が基準掛金率を超えていること」（下図のとおり）及び「一部負担金払戻金等の基礎控除額が2万5000円以上であること」とされています。また、「短期給付財政安定化計画」を策定し、各種の対応策を講じる必要があります。

## 平成18年度 短期給付財政調整事業の概要

(期末手当)	掛 金	負 担 金	合 計
定 款 本 則	36.07	36.07	72.14
実 質 (A) + (B)	33.935	36.07	70.005
特別調整交付金率	0.635		0.635
調整交付金率	1.5		1.5

(給 料)	掛 金	負 担 金	合 計
定 款 本 則	45.0875	45.0875	90.175
実 質 (C) + (D)	42.41875	45.0875	87.50625
特別調整交付金率	0.79375		0.79375
調整交付金率	1.875		1.875

### 期末手当等に係る分



一部負担金払戻金等 = ① + ②  
(316,256千円) ①繰越欠損金(209,521千円)  
②附加給付(106,735千円)

—基礎控除額25,000円—  
一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、支払利息、前年度欠損金(法定給付分・附加給付分)

法定給付 = A - B  
(7,629,017千円)

A  
保健給付、休業給付(育児休業手当金、介護休業手当金を除く)、老人保健拠出金、退職者給付拠出金、一部負担金返還金、短期任意継続掛金還付金、連合会払込金、育児・介護休業手当金拠出金、支払準備金増減額、業務経理への繰入れ

B  
高額医療交付金、補助金、短期利息及び配当金、償還差益、賠償金、雑収入、公的負担金、欠損金補てん積立金及び短期積立金

### 給料に係る分

